

**臨時福祉給付金の申請受付を開始します**

昨年4月に消費税が引き上げられたことに伴い、所得の低い方々への負担を考慮し、暫定的・臨時的な措置として今年度も臨時福祉給付金が給付されます。

なお、子育て世帯臨時特例給付金の申請をされた方も、臨時福祉給付金の支給対象となる方は、それぞれ申請することにより、両方の給付金を受け取ることが出来ます。

**対象者** 平成27年1月1日時点で滑川市に住居登録されており、平成27年度分の市民税(均等割)が課税されていない方

※市民税(均等割)が課税されている方に生活保護の受給者は対象にはなりません。

**支給額** 1人につき6000円

**申請方法** 9月初旬までに、給付対象になると見込まれる方の世帯主あてに申請書などの関係書類を郵送します。

申請書に必要事項を記入のうえ、次の書類を添えて、返信用封筒で返送してください。給付金は、指定された口座に振り込みます。

①本人確認書類のコピー  
②振込先の預金通帳のコピー  
※昨年度と振込先が異なる場合

**合併処理浄化槽の設置に補助金を交付します**

市では、下水道の整備計画のない地域にお住まいの方で、合併浄化槽(住宅から出される汚水を全て処理する設備)を新たに設置される方に補助金を交付しています。

補助金は設置費用の一部に対して交付するもので、設置する浄化槽の大きさによって額が決まっています。

詳しくは、左記までお問い合わせください。

▼申込み・問合せ先  
上下水道課(内線444)



③平成27年度分の非課税証明書  
※扶養者の住所が市外の場合  
申請期間  
9月1日(火)～12月1日(火)  
※申請期間中に申請されなかった場合は、給付できません。  
給付時期 10月から随時給付予定(審査結果は別途通知します)

▼問合せ先  
総務課(内線215・216)

**9月01日は「下水道の日」です**

「下水道の日」は、日本の下水道整備が世界の国々と比べ、とても遅れていたため、整備の促進を図るとともに、下水道の役割や大切さを知ってもらうために昭和36年から始められ、毎年9月10日を中心に、全国各地で下水道に関する催しが行われています。

下水道は、皆さんが台所やお風呂、トイレなどで使った水(汚水)を集め、浄化センターできれいな水にした後、海や川へ戻す役割を果たしています。

汚水がそのまま海や川へ流れ込むと魚が住めなくなったり、植物が育たなくなるなど、自然環境が悪化するだけでなく、生活に必要なきれいな水も使うことができなくなります。

将来にわたって滑川市の自然環境を残し、快適で住み良いまちをつくるためにも、下水道を利用できる地域にお住まいの方は、1日も早い下水道の利用をお願いします。

▼問合せ先  
上下水道課(内線442)



**富山県内のお困りごとは私たちに任せ下さい!**

応援隊長 舞の海

- お掃除・不用品処分のお手伝い
- 草刈り・引越しのお手伝い・各種代行
- 空家管理・遺品整理・庭木の伐採等

1時間作業代 **3,000円(税別)**～

便利屋! お助け本舗 富山一番町店  
TEL **0120-818-365**  
http://otasuke818.com

パソコン修理・データ復旧などで困ったらお電話ください

**パソコン診療所**  
入善店・魚津店・富山店

(担当) 浜西

修理・設定 おまかせください!

出張エリア 富山市・滑川市・魚津市・黒部市・入善町・朝日町  
TEL **0120(05)2065**  
電話で24時間受け付け

**9月市議会定例会 会議日程(予定)**

|        |         |       |                                |
|--------|---------|-------|--------------------------------|
| 1日(火)  | 10:00～  | 本会議   | 会期の決定(*)<br>提案理由説明(*)<br>補足説明  |
|        | 上記終了後～  | 委員会   | 議会運営委員会                        |
| 2日(水)  | ～ 4日(金) | 議案調査日 |                                |
| 5日(土)  | ～ 6日(日) | 休会    |                                |
| 7日(月)  | 10:00～  | 本会議   | 代表質問(*)<br>質疑・一般質問(*)          |
| 8日(火)  | 9:00～   | 委員会   | 議会運営委員会                        |
|        | 10:00～  | 本会議   | 質疑・一般質問(*)<br>議案の委員会付託(*)      |
| 9日(水)  | 10:00～  | 委員会   | 総務文教委員会                        |
|        | 14:00～  | 委員会   | 民生環境委員会                        |
| 10日(木) | 10:00～  | 委員会   | 産業建設委員会                        |
| 11日(金) | 13:00～  | 委員会   | 議会運営委員会                        |
|        | 13:30～  | 協議会   | 全員協議会                          |
|        | 14:00～  | 本会議   | 委員長報告(*)、質疑(*)、<br>討論(*)、採決(*) |



(\*)が付いているものは、ケーブルテレビ(Net3)121ch(コミちゃん12)で放送します。また、9月13日(日)の20時から約2時間ずつ7日間に分けて、再放送を予定しています。



**国民年金保険料の後納制度が9月30日で終了します**

国民年金保険料の後納制度とは、時効により納付できなかった国民年金保険料を、過去10年間に遡って納付できる制度です。この制度を利用することで、年金額が増えたり、納付した期間が不足していたため年金を受給できなかった方が、受給資格を得られる場合があります。

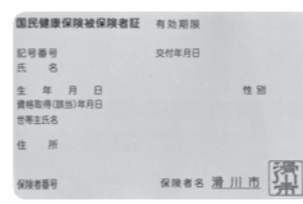
この制度は、すでに老齢基礎年金を受給している方は利用できません。また、日本年金機構による審査があり、その結果、後納制度を利用できない場合があります。

この制度は9月30日で終了するため、制度を利用できる方は、同日までに保険料を納めなければなりません。直ちに納付書を発行できない場合があります。

そのため、制度の利用を考えている方は、時間に余裕をもって魚津年金事務所までお申し込みください。

なお、10月1日から3年間に限り、過去5年間納め忘れた国民年金保険料を納付できる「5年の後納制度」が始まる予定ですが、納付できる期間が短く、保険料の加算額も高くなりますのでご注意ください。

▼申込み・問合せ先  
魚津年金事務所 国民年金課  
☎0765-24-1494



▲国民健康保険被保険者証

間まで遡って納付できる制度です。この制度を利用することで、年金額が増えたり、納付した期間が不足していたため年金を受給できなかった方が、受給資格を得られる場合があります。

この制度は、すでに老齢基礎年金を受給している方は利用できません。また、日本年金機構による審査があり、その結果、後納制度を利用できない場合があります。

この制度は9月30日で終了するため、制度を利用できる方は、同日までに保険料を納めなければなりません。直ちに納付書を発行できない場合があります。

そのため、制度の利用を考えている方は、時間に余裕をもって魚津年金事務所までお申し込みください。

なお、10月1日から3年間に限り、過去5年間納め忘れた国民年金保険料を納付できる「5年の後納制度」が始まる予定ですが、納付できる期間が短く、保険料の加算額も高くなりますのでご注意ください。

▼申込み・問合せ先  
魚津年金事務所 国民年金課  
☎0765-24-1494



**体力測定会&特別運動講習会**

定期的な体力チェックをおこないましょう

◆9月営業日 ■休館日 □祝日営業

|    |    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|    |    | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  |
| 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 27 | 28 | 29 | 30 |    |    |    |

日時/ 9月20日(日) 10:00～12:00  
場所/ サン・アビリティーズ滑川  
内容/ 体力測定会...高齢者向けの体力測定項目 合計6種目  
特別運動講習会...カラダほぐし、全身のストレッチ、筋力トレーニング等

※詳細につきましては以下の連絡先までお問い合わせください

内閣府認定 公益財団法人体力づくり指導協会 滑川市柳原258-4  
**滑川室内温水プール** TEL.076-476-0711  
www.tairyoku.or.jp

○プール料金 大人420円 高校生250円 (税込) 子ども120円 ※3歳以下無料  
※小学3年生以下のお子様は、保護者の同伴が必要です